

令和7年6月10日

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム 提言

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

二地域居住は、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方・働き方であり、地方への人流拡大、地域の担い手確保、消費等の需要創出、新たなビジネスや雇用の創出につながるものである。

二地域居住をめぐるっては、それを促進する改正法が11月に施行され、地域において、本法律に基づいた取組が政府の支援を活用しつつ進められているところであるが、二地域居住の一層の普及促進と機運の向上等を官民が一体となって進めていくため、法施行と時を同じくして、「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組し、「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」(以下「官民PF」という。)が発足。今では1,000を超える自治体・多様な民間事業者等が参画している。

官民PFは、二地域居住を促進する「官」と「民」が一体となる入口、接点の創出を進める一方で、二地域居住の促進に当たっての中長期的観点から検討すべき課題(※1)を解決することが重要であると捉え、二地域居住者の移動費や滞在費といった経済的負担の問題を議論する「負担軽減部会」、二地域居住者の特定や登録、それに地域への関与のあり方を議論する「登録・地域関与部会」等、合わせて5つのテーマで専門部会(※2)を設置し、それぞれの課題の整理・洗い出しと併せて、その具体的な対応方策について、議論・検討を重ねてきた。

(※1) 中長期的観点から検討すべき課題：

国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ(令和6年1月9日)抜粋

- 一 地域間の移動に要する高速道路や燃料費、新幹線等の交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用等といった二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方
- 二 地域交通、買い物、医療・福祉、子育て・教育等の日常の暮らしに必要な生活サービスの提供といった地域における生活環境の整備
- 三 二地域居住者等による納税等の負担や住民票の取扱い等といった地域との関わりにおける環境整備

(※2) 5つの専門部会のテーマ：「負担軽減」「登録・地域関与」「担い手・人材」「教育」「保育」

「負担軽減部会」においては、誰に、どのようなサービスを提供すれば社会的又は経済的に適切で、かつ、二地域居住を持続可能なものにできるか、その仕組みは何か等について議論が重ねられた。二地域居住者が誰で、どこにいないのか特定されていない中であって、特に民間事業者から、サービスを提供する対象が不明確であることにより、マーケット規模が予想できず、通常よりも安価に設定した商品開発は困難であることが指摘され、負担軽減への第一歩は、二地域居住者の特定・登録であることが確認された。その上で、将来的には、地域への関与度の高いことが明確な二地域居住者に、各事業者の判断基準により、比較的安価にサービスを提供

する経済的（社会的）に合理的なビジネスを実現するという絵姿を描きつつ、当面目指すべきスキームとしては、「（クラウドファンディング型を含む）ふるさと納税制度を積極的に活用した官民双方が汗をかくモデル的な取組なのではないか」とされた。結果、過度に公的支援に依存しない民間事業者による二地域居住者向けサービスの将来的な確立に向けて、まずは二地域居住者を明確にするための登録制度が必要であること、当面は行政による支援を活用したテレワーク施設利用や地域の特色ある自然体験教育の提供等のモデル的な取組の推進が重要だとした中間とりまとめ（別紙１）を行ったところである。

一方、「登録・地域関与部会」においては、どのように二地域居住者を特定するか、対象は誰にすべきか、どのように登録するか等について議論されてきた。具体的には、「デジタルを活用し、地域への関心や関与の累積がわかるものであるべき」といったことから、「登録情報は、官民がそれぞれのサービスを提供するかの判断材料にできるようにすべき」といったことが挙げられる。その結果、現在総務省において創設に向けた検討が進められている、関係人口が見える化する「ふるさと住民登録制度」に二地域居住者も見える化するよう反映すべきとの中間取りまとめ（別紙２）を行ったところである。さらに、この制度は、地方創生にとって重要であり、中期的には地方交付税の算定見直しや登録者の分割納税を可能とすることに活用すべきとの意見も挙げられている。なお、登録の対象となる二地域居住者の属性等については、引き続き議論していくことも併せて確認された。

「担い手・人材部会」では、二地域居住の担い手人材の創出に向けては、企業と地域がそれぞれの立場で人材資本の最適化に努めることが重要であるとして、企業としては、副業を前向きに捉えているものの、コスト、労務・情報管理の課題があり、このうち、コストについては、国の支援が求められる等としている（別紙３）。

「教育部会」においても就学児童・生徒の親世代の二地域居住の促進や、二地域居住を活用しての多様で柔軟な教育機会の付与に向けた議論が行われ、多地域就学には二地域居住の促進のほか、子どもの再スタートの場となることや地域の活性化等多様な意義があることを確認した上で、その促進に係る制度運用の地域差や教職員の事務負担といった課題を洗い出すとともに、現行制度の改善等についての取りまとめ（別紙４）が行われている。

未就学児を持つ子育て世代の二地域居住や地方の特色を生かした保育環境の提供に向けた議論も、「保育部会」で行われており、先進事例の共有や保育現場の課題についての活発な意見交換が行われている。

政府にあっては、二地域居住の更なる促進に向け、我々、官民ＰＦの中間取りまとめを真摯に受け止め、制度の見直しや仕組みの検討、財政支援を早急にとるよう強く求める。

負担軽減部会の中間取りまとめ

- 二地域居住者の負担軽減に向けては、二地域居住者を明確化するための登録制度の確立が前提にあり、公的支援等によるモデル的な官民連携の取組を推進し、将来的な民間事業者による二地域居住者向けサービスの確立を目指す。

専門部会の意見を踏まえた現時点での中間取りまとめ

二地域居住者の登録制度の確立

- ・ 費用負担軽減には、**二地域居住者を自治体が特定・登録する仕組み（≡ふるさと登録制度）が必須**との考えが多数
- ・ 属性情報のほか、**地域への関心及び関与の度合いを履歴管理できるようなデジタルな登録基盤**を目指すべきである
- ・ 官民それぞれでの二地域居住推進に向けたサービスを拡充するため、**オープンなアクセス環境**が求められる

官民による二地域居住推進

- ・ 民間事業者は、**デジタル基盤の登録制度を土台**として、二地域居住のニーズに応じた商品・サービスを創出し、**自らのリスクで新規需要が創出されるような市場開拓を進める**
- ・ 一方、行政側では、**地域への関与・貢献が大きい二地域居住者に対して、地域の担い手として必要な行政サービスの提供を行い、官民がともに“汗をかく”形で、二地域居住のモデル的な取組を推進する**

推進のための当面のスキーム

- ・ **二地域居住の市場開拓するためのモデル的な取組の推進**にあたっては、一時的な公的資金の活用が必要。例えば、二地域居住の開始を促すため、テレワーク施設利用券や地域の特色ある自然体験教育の提供等での負担軽減に公的資金を注入することも効果的ではないか。
- ・ 一方で、既存の**ふるさと納税制度の積極的な活用が現実的**。加えて、税制優遇については検討の余地がある
- ・ 二地域居住者の通勤費の非課税限度額を引き上げ等により、企業による二地域居住推進を支援
- ・ ふるさと登録制度やそれに準じる制度で確認された二地域居住者には、**ふるさと納税を活用した支援を行うことも検討**

民間ビジネスの自立化/自走化

- ・ 最終的には、二地域居住者の行政サービスの在り方（住民税分納等/二地域居住交付金等）が整備され、二地域居住者に対する行政サービスも整えられることを見据えて、**民間ビジネスは補助金等の公的支援に過度に依存せず、自立的・持続的に運営されるビジネスモデル（移動・宿泊・地域関与などの領域で）へと移行していく**

二地域居住者の登録に関しては、登録の要件、特定の対象等について議論を重ねてきた。関係人口を見える化する「ふるさと住民登録制度」への反映を求めたい。

登録の要件

- 二地域居住者を含む関係人口を把握するためのものとするため、入口は広く捉えるべきではないか。特に、たまたま当該地域と関係を持った者をコミュニティに入れることも重要であり、そのような者も捕捉できるようにすべき。
- 二地域居住者の定義については、求める二地域居住者像に応じて地域が柔軟に設定できるようにすべき。

登録のあり方

- 登録の主体は地方公共団体が担い、デジタルを活用した仕組みにすべき。その際、登録の記録が残るようにすることで、関心や関与の累積がわかるようにすることが求められる。
- 登録者の属性のほか、地域への関心及び関与の度合いがわかるものとすべき。その判断基準となる指針は、国が示すべきではないか。具体的には、関心の度合いをふるさと納税や寄附の有無等で測定することや、関与の度合いを地域での滞在期間・頻度やイベントの参加の有無等で測定することが考えられる。管理に係る人的・経済的コストを考慮して、登録情報はシンプルにするべき。

登録者へのサービス

- 情報のセキュリティを担保した上で、登録情報を活用し、地方公共団体や民間からのサービス提供を可能とする仕組みにすべき。登録者に対してどのようなサービスを提供するかについては、各地方公共団体や民間事業者が柔軟に決定できるようにすべき。例えば、行政においては、テレワーク施設の利用券や地域の自然体験教育の提供等が考えられるのではないか。医療・介護や教育等国の負担で実施している行政サービスについては、対象となる登録者について国が一定の基準を設けるべき。
- アンケートなどを通じて登録者のニーズを把握することができる仕組みにすべき。

地域関与のあり方

- 登録に当たり、当該地方公共団体への寄附額を登録できるようにするとともに、住民税から控除できる仕組みを構築すべき。
- さらに、中期的には、地方交付税の算定見直しや登録者の住民税の分割納税を可能とすべき。

二地域居住の担い手人材の創出に向けて、関係人口の地域資本としての捉え方や巻き込み方が重要であり、企業、地域それぞれの立場で地域における人的資本の最適化に努めることで、持続的な地域社会を創造する。

01	企業が主体となった二地域居住者及び二地域居住希望者である社員向けの仕事や働き方のサポート	・社員の副業促進には、社員エンゲージメントの向上や離職防止の観点から前向きに捉えているとの意見が多数。 ・人事部側のハードルとして、コスト（移動費や宿泊費）、労務管理、情報管理の3点が社員の副業実践の障壁となっている。 ・特にコストに関しては、二地域居住社員が地域での副業に取り組む企業側に対する支援が求められる。
02	自治体や地域団体が主体となった二地域居住者及び二地域居住希望者向けの仕事や働き方のサポート	・居住人材だけではなく、関係人口も担い手として活躍する可能性に言及し、地域の人事部や地域活性化起業人、民間複業マッチングサービスに代表される地域外人材と地域のマッチングする仕組みの普及促進が求められる。 ・一方で、二地域居住者と地域の人材ニーズとのマッチングや二地域居住者の活動支援をするためのコーディネート人材や組織の育成・確保の必要性も高い。 ・地域の担い手人材となる二地域居住者を複数の地域でシェアする仕組みについても検討。
03	地域経営戦略連動した二地域居住推進戦略と施策	・自治体は、二地域居住者を地域の人的資本として捉え、二地域居住を地域経営の重要な政策として総合計画に位置づける必要がある。 ・一方、二地域居住は担当部署が不明確になりがちであるため、二地域居住の政策的な実行力を強めるためにも担当所管を明確化すべきである。



- ・本提言書は、多地域就学（デュアルスクール、教育留学、サテライトスクール等）に関する制度の活用促進・財政的整備を通じて、地方創生と教育環境の充実、家庭のウェルビーイング向上を実現するものです。
- ・教育環境の選択肢が広がることで、子育て世帯は都市と地方を自由に行き来できるようになります。学区外就学や短期留学が積極的に行われれば、地方での「お試し居住」が現実化し、二地域居住の実践が加速します。

多地域就学による波及効果

【子ども】小規模校・地域体験による**自己肯定感・探究心の向上**、不登校・発達障害の特性のある子の“再出発の場”としての活用

【家庭】多様な**ライフスタイルの実現**、親子関係の再構築、在宅ワークと教育の両立

【地域】多様な**学びの場を地域で実現**、教育を通じた**関係人口の創出と地域活性化**

多地域就学が進まない主なボトルネック

制度運用の地域差：区域外就学や体験入学の考え方の理解や手続き等の整備状況が自治体ごとに異なっており制度の活用に地域格差が生じています。

教職員の負担増：人的・財政的な支援が不十分であり、現場での継続的な運用が難しい状況です。

宿泊施設等のインフラ不足：教育目的での長期滞在が可能な施設が限られており、利用条件も厳しい状況です。

庁内連携の不十分さ：移住政策部局と教育委員会との間で目的や制度運用に対する理解に乖離があり、受入が進みにくくなっています。

経済的格差の影響：交通費や宿泊費などの自己負担が大きく、家庭の経済状況によって参加機会に偏りが生じています。

多地域就学を推進するための制度・仕組みの整備

制度運用のわかりやすい周知（文科省）

- ・**体験入学や区域外就学の運用に関する自治体向け資料の提示**
- ・教育の安心確保のために、**教科書の扱い・アレルギー対応等**の留意点の明確化等
- ・松本市・高畠町・五城目町など、**先進事例の共有**を通じて理解を促進

教育と地域創生の連携強化（総務省）

- ・地域おこし協力隊等の活用による教育コーディネーターの配置を支援

滞在環境の整備（国交省・内閣官房）

- ・教育滞在に対応した施設整備を推進
- ・家族単位での中長期滞在を支える**インフラ整備**を進める

教育と地域政策の連携による制度横断型モデルへ（国交省・内閣官房）

- ・「教育×関係人口創出」の力ギとなる多地域就学（特に高校・大学段階）を地方創生政策と連携して推進
- ・モデル自治体での実践を通じて、**全国展開に向けた仕組みづくり**を推進

多様な子どもたちへの教育的支援（文科省）

- ・不登校等の子どもへ、**個別最適な学びを保障**
- ・**多様な事例の発信強化や教職員研修**を通じて、受入環境を改善

誰もが参加しやすい経済的・制度的仕組みの構築（国交省ほか）

- ・リモートワーク支援など、親の働き方支援も含めて多面的に後押し